

令和7年5月26日

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所長 松村 貴義

歩掛等参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積及び材料見積を募集します。

1. 目的

この歩掛等参考見積の募集は、利根川河口堰大規模地震対策事業で予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛と単価の見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争資格（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契約第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1) 参考見積書は、別記様式に従い、作業項目毎に必要な作業員、資機材の員数または金額等を記載して提出してください。
- (2) 提出期間 令和7年5月30日（金）から令和7年6月4日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長 松村 貴義 宛

【担当】利根川河口堰管理所 那須川

〒289-0611 千葉県香取郡東庄町新宿2276

TEL：0478-86-0477 FAX：0478-86-3457

E-mail：keisuke_nasukawa@water.go.jp

(4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAXまたはE-mailにより提出するものとします。

4. 参考見積内容

見積り募集項目は、作業歩掛と資材単価となります。なお、作業歩掛の提出が困難な場合、資材単価のみの見積提出でも結構です。

見積の有効期限は半年程度とします。これによらない場合は御相談ください。

4-1 観測局舎改修に係る作業歩掛見積（別記様式1）

(1) 作業の基本条件

工事箇所は、別添図に示す次の2箇所を想定しています。

- 1) 利根川 18km 局舎（所在地：千葉県香取郡東庄町新宿の利根川河川内）
 - ・川岸から離れているため、クレーン等を据えて作業するには台船などが必要。
- 2) 利根川 19km 局舎（所在地：茨城県神栖市横瀬の利根川河川内）
 - ・川岸から離れているため、クレーン等を据えて作業するには台船などが必要。

(2) 作業項目、作業内容

工事の全体数量は、(1)に記載の2局舎を想定しています。

また、今回の参考見積依頼の対象外となる作業項目があります。

作業項目	規格	作業内容	作業数量
既設部材撤去	SS400 SUS304	別添図に示す部材の撤去	1局舎当り
加工済み部材据付	SS400 SUS304	別添図に示す工場製作済み部材の現地での据付	1局舎当り
仮設足場設置撤去		上記作業及び各種防食に必要な仮設足場の設置撤去	1局舎当り

(3) 工事費の構成と歩掛見積範囲

1. 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（土木工事編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
2. 歩掛参考見積の募集範囲は、基準書で定義されている直接工事費のうち上記(2)作業項目、作業内容、作業数量を実施するために必要な作業員、資機材の員数等を募集します。

(4) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

4-2 資材単価見積（別記様式2）

新規に設置する鋼材の資材単価を募集します。資材単価は、局舎1基あたりの消費税抜き単価として計上して下さい。なお、局舎製作加工費と輸送費は、土木工事積算における一般管理費のみの対象となることに留意してください。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和7年5月27日（火）から令和7年5月29日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (3)に同じ。

(3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和7年5月30日（金）から令和7年6月4日（水）まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担でお願いします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、工事の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。